平成２２年（フ）第７６７号
埼玉県蕨市中央６丁目12番17号　波間方
債務者　野本　秀和
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７０号
さいたま市浦和区北浦和２丁目23番４号　アカネハイツ103
債務者　岩崎　政夫
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８１３号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２－４－505
債務者　成田ちあき
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８３５号
さいたま市桜区田島６丁目２番７－201号
債務者　野島　慎司
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀2003番地９
債務者　大橋　　稔
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
静岡県沼津市獅子浜53番地の３
債務者　稲木　　徹
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２５１号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番109－404号
債務者　田邊　秀一
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０５６号
大阪府豊中市服部西町１丁目２番12－203号
債務者　櫃田　章恵
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７２４号
大阪府枚方市田口山１丁目35番７－502号
債務者　林　千妃呂（旧姓上穂木）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８９８号
大阪市生野区生野西４丁目22番22号
債務者　西野喜代子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９５５号
大阪府守口市金田町６丁目21番11－203号福永方
債務者　中村　正昭
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８７号
大阪市平野区加美東４丁目16番22号フェラⅡ番館202
債務者　片桐　龍志
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９８８号
大阪市平野区加美東４丁目16番22号フェラⅡ番館202
債務者　片桐　将紀
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９２号
大阪市東住吉区西今川２丁目16番６号メゾングレイン202号
債務者　山内　美喜（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９４号
大阪府池田市神田１丁目18番16－101号
債務者　松谷たみ子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１５６号
大阪府寝屋川市池田本町20番30号
債務者　田中　博之
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４１４号
大阪市西成区南津守７丁目４番32号
債務者　岩元　奈美
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５９４号
大阪府枚方市牧野北町５番２－616号
債務者　藤田　正子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部